

第1回 飯舘村復興整備協議会特別会議 議事録

日 時 : 平成27年8月13日(木) 14時35分から15時00分
場 所 : 福島県庁本庁舎5階 正庁
復興整備事業 : 松地区太陽光発電事業
出席者 : 復興庁 福島復興局参事官 佐藤 信
農林水産省 東北農政局農村振興課 農村復興指導官 伊藤 崇
飯舘村農業委員会 会長 菅野 宗夫
そうま農業協同組合 飯舘総合支店長 庄司 正直
企画調整部 土地・水調整課 主幹兼副課長 永澤 英樹
企画調整部 地域政策課長 永田 嗣昭
農林水産部 農業担い手課 主幹兼副課長 渡邊 真
土木部都市計画課長 寺木 正宏
土木部まちづくり推進課長 諏江 勇
飯舘村 総務課長 中井田 榮
〃 総務課主任主査兼企画係長 三瓶 真
〃 総務課企画係 主査 渡部 誉典
〃 総務課企画係 主査 齋藤 博史
〃 総務課企画係 主査 高野 琢子
〃 総務課企画係 副主査 木幡 貴彦

○協議内容

1 開会(飯舘村 総務課主査 渡部)

・出席者紹介

構成員である飯舘村土地改良区は欠席したが、書面により承認をいただいている旨を報告

・会議の公開についての報告(公開する旨、報告)

・傍聴人への注意事項連絡

2 議事

飯舘村復興整備協議会規約第9条第1項により、飯舘村長代理人の中井田総務課長が議長となり、会議に先立ち挨拶。

(議長: 飯舘村総務課長 中井田)

それでは、飯舘村の現状と課題について、飯舘村から説明願います。

(説明者：飯舘村総務課企画係長 三瓶)

それでは、飯舘村の現状と課題についてご説明申し上げます。

【別紙「現状と課題」により説明。】

(議長：飯舘村総務課長 中井田)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：飯舘村総務課長 中井田)

前回、協議会会議を平成27年6月1日に開催し、飯舘村復興整備計画についてお諮りしたところではありますが、本日は、その計画の変更について、お諮りします。

追加・変更点は2点でございます。

1点目は、復興整備事業である松塚地区太陽光発電事業の実施に当たり2haを超える農地転用が必要となりますが、事業計画地は農用地区域内の農地であるため、転用許可に先立ち、農用地区域を変更する必要があることから復興特区法第48条第1項第5号の規定に基づき農用地利用計画の変更についてお諮りいたします。

また、農用地利用計画の変更については、復興整備計画が県との共同計画であることから復興特区法第48条第2項の規定に基づき、県知事の同意を要しない事項となります。

2点目は、復興整備事業の実施に当たり、2haを超える農地転用が必要となることから復興特区法第49条第1項に基づき土地利用方針について、農林水産大臣の同意が必要となりますので、農用地利用計画の変更の協議が整った後に、同意について確認させていただきます。

協議の進め方ですが、計画全般及び農用地利用計画の変更について、村から説明させていただきます。

その後に関係者の皆様からご意見をいただきます。

関係者の御意見を伺った後に、土地利用方針について農林水産大臣の同意について、確認させていただきます。

(説明者：飯舘村総務課企画係長 三瓶)

それでは、飯舘村復興整備計画（案）について御説明申し上げます。

【様式第2、構想図、様式第4について説明】

なお、農用地利用計画の変更について、飯舘村復興計画第4版の説明と併せ、平成26年4月から6月にかけて20行政区全てへ説明会を実施し、平成27年7月15日から平成27年7月28日にかけて広告、縦覧を実施し、住民から特に意見はなかった旨、報告します。

【引き続き 様式第8、第9について説明。】

なお、事業者が民間事業者であることから、復興特区法第46条第4項の規定に基づき、事業実施主体から計画に掲載することについて、あらかじめ同意を得ている旨、報告します。

(議長：飯舘村総務課長 中井田)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。
飯舘村農業委員会の菅野様、ご意見ございませんか。

(出席者：飯舘村農業委員長 菅野)

飯舘村農業委員会としては、異議ないものといたします。

(議長：飯舘村総務課長 中井田)

ありがとうございました。
続いて、そうま農業協同組合の庄司様、ご意見ございませんか。

(出席者：そうま農業協同組合飯舘総合支店長 庄司)

異議ございません。

(議長：飯舘村総務課長 中井田)

ありがとうございました。
県農業担い手課からご意見ございませんか。

(出席者：農業担い手課 渡邊主幹兼副課長)

特に意見ございません。

(議長：飯舘村総務課長 中井田)

ありがとうございました。
特にご意見等ないようでありますので、復興特区法第48条第1項第5号に規定する農用地利用計画の変更については、異議ないものとします。
次に土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の伊藤農村復興指導官様、土地利用方針について、

同意することに、ご異議はございませんか。

(出席者：東北農政局農村振興課 伊藤指導官)

ただいまご説明いただきました土地利用方針につきましては、異存ありません。

(議長：飯舘村総務課長 中井田)

ありがとうございました。

土地利用方針につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

以上で、議事を終了いたします。

皆様、ありがとうございました。

なお、本日協議しました「飯舘村復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第 48 条第 9 項、第 50 条第 1 項の規定に基づき、公表することで、農用地利用計画の変更及び農地転用の許可があったものとみなされます。

計画変更については、8 月 14 日（金）に村ホームページで公表したいと考えております。

3 閉会（飯舘村 総務課企画係 渡部）

○協議結果

松塚地区太陽光発電事業に伴う土地利用方針について、農林水産大臣の同意を得た。
併せて、東日本大震災復興特別区域法第 48 条第 9 項、第 50 条第 1 項の規定に基づき、公表することで、農用地利用計画の変更及び農地転用の許可があったものとみなされる。